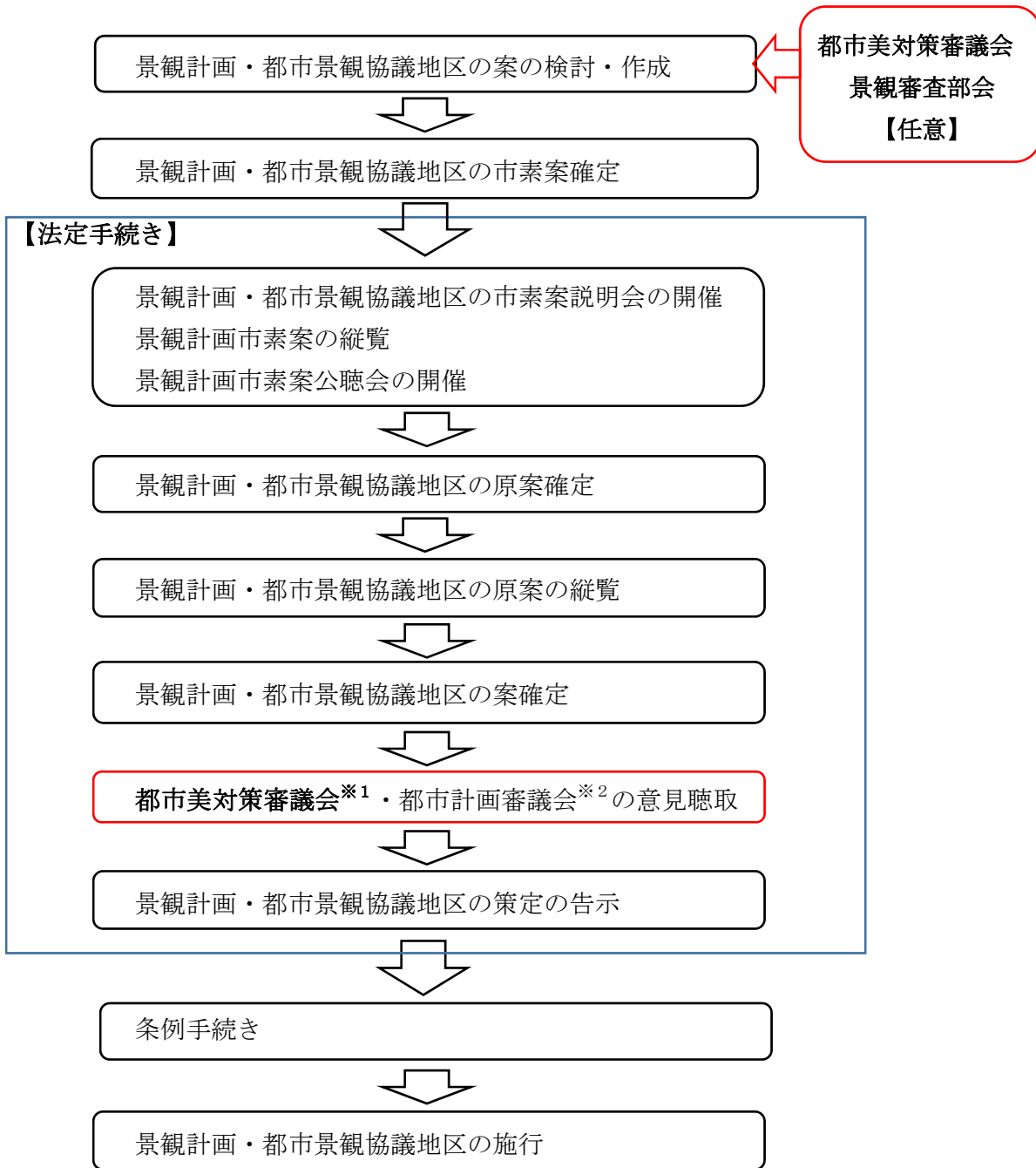


制度化のための手続きフロー図（景観計画・都市景観協議地区）



※1 魅力ある都市景観の創造に関する条例（景観条例）

第6条第2項 市長は、協議地区を定めようとするときは、あらかじめ、横浜市都市美対策審議会条例（昭和40年7月横浜市条例第35号）により設置された横浜市都市美対策審議会（以下、「都市美対策審議会」）の意見を聴かなければならない。

第15条 景観法第9条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）に規定する景観計画（同法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。）を定める手続に関し条例で定める事項は、景観計画を定めようとするときにおいて、あらかじめ、都市美対策審議会の意見を聴くこととする。

※2 景観法

第9条第2項 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会（市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会）の意見を聴かなければならない。